

悪臭防止法の規定に基づく悪臭の規制基準

○ 規制地域

福生市の区域

○ 規制基準

(1) 規制地域を次の通り区分する。

区域の区分	
種別	該当地域
第一種区域	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域であって、第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く区域
第二種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面
第三種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた工業地域及び工業専用地域並びにこれらの地域に接する地先及び水面

(2) 法第 4 条第 2 項第 1 号の規定により定める規制基準は別表第 1 のとおりとする。

(3) 法第 4 条第 2 項第 2 号の規定により定める規制基準は、前号に定める規制基準の値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 6 条の 2 に定める方法により算出する臭気排出強度又は臭気指数とする。ただし、排出口の地面からの高さが 15 メートル以上であって、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物の高さの 2.5 倍未満である施設にあつては別表第 2 のとおりとし、排出口の地面からの高さが 15 メートル未満の施設にあつては別表第 3 のとおりとする。

(4) 法第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定める規制基準は、別表第 4 のとおりとする。

別表第 1

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 10
第二種区域	臭気指数 12
第三種区域	臭気指数 13

別表第 2

区域の区分	規制基準
第一種区域	$qt=275 \times Ho^2$
第二種区域	$qt=436 \times Ho^2$
第三種区域	$qt=549 \times Ho^2$
この式において、qt 及び Ho はそれぞれ次の値を表すものとする。 qt 排出ガスの臭気排出強度（単位 温度0度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分） Ho 排出口の地面からの高さ（単位 メートル）	

別表第 3

## 1 排出口の口径 0.6 メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 31
第二種区域	臭気指数 33
第三種区域	臭気指数 35

## 2 排出口の口径 0.6 メートル以上 0.9 メートル未満の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 25
第二種区域	臭気指数 27
第三種区域	臭気指数 30

## 3 排出口の口径 0.9 メートル以上の場合

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 22
第二種区域	臭気指数 24
第三種区域	臭気指数 27

別表第 4

区域の区分	規制基準
第一種区域	臭気指数 26
第二種区域	臭気指数 28
第三種区域	臭気指数 29